

# (公財)東京都サッカー協会シニア連盟規約

## 第1章 総則

- 第1条 (名称)  
本連盟は東京都シニアサッカー連盟という(以下連盟)。
- 第2条 (所属)  
連盟は(公財)日本サッカー協会の憲章に基づき、(公財)東京都サッカー協会の統括を受ける。
- 第3条 (目的)  
連盟は40歳以上の者(シニア)に生涯スポーツと競技スポーツの両面でサッカーの普及を行なう。また、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 (事業)  
連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。  
1、 全国大会等へ出場する東京都の代表を選出する。  
2、 各種大会の実施  
3、 その他連盟の目的達成に必要な事業

## 第2章 会員

- 第5条 (会員)  
会員は連盟の目的に賛同し、且つ事業年度中に満40歳以上になる者とする。
- 第6条 (登録)  
連盟に加盟するチームおよび会員は毎年度(公財)東京都サッカー協会においてJFAシニア種に登録しなくてはならない。
- 第7条 (加盟費)  
連盟に加盟するチームおよび会員は毎年示される要綱に記載された加盟費を連盟に支払わなくてはならない。なお、連盟へ支払われた加盟費はいかなる理由をもってしても返還はしない。
- 第8条 (除名)  
加盟チームおよび会員が次の各号に該当するときは、常任委員会の決議を経て、これを除名することができる。  
1、 加盟チームおよび会員が本規約に違反、または本連盟の名誉を著しく毀損したとき。  
2、 加盟チームの所属選手および会員が、サッカー選手として著しく品位を失墜する行為をしたとき。  
3、 その他加盟チームおよび会員として不適当とみとめられるとき。

## 第3章 役員

- 第9条 (役員)  
本連盟に次の役員をおく。  
1、 委員長 1名  
2、 副委員長 複数名  
3、 事務局長 1名  
4、 常任委員 (会計担当) 1名  
5、 常任委員 複数名  
6、 特任委員 複数名  
7、 運営委員 複数名
- 第10条 (委員長の選任および任務)  
委員長は総務会の推薦により決議し、常任委員会の承認をもって決定する。委員長は会務を統括し、対外的な折衝を行なう。
- 第11条 (副委員長の選任および任務)  
副委員長は委員長が推薦し、常任委員会の承認をもって決定する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代行する。
- 第12条 (事務局長の選任および任務)  
事務局長は委員長が推薦し、常任委員会の承認をもって決定する。事務局長は本連盟の事務を統括する。
- 第13条 (常任委員(会計担当))  
会計担当は委員長が推薦し、常任委員会の承認をもって決定する。会計担当は本連盟の会計業務を行なう。
- 第14条 (常任委員)  
常任委員は委員長が推薦する。常任委員は連盟の重要な事項を審議および決議し、会務を分担する。
- 第15条 (特任委員)  
特任委員は委員長が推薦し、常任委員会の承認をもって決定する。特任委員は定められた業務を行なう。
- 第16条 (運営委員)  
運営委員は常任委員会が推薦し、決定する。運営委員は定められた業務を行なう。

第17条 (顧問)

常任委員会の決議により顧問をおくことができる。

第18条 (役員任期および再任)

役員(特任委員および運営委員を除く)の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

役員が任期途中で交代の場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第19条 (役員定年)

役員(特任委員および運営委員を除く)の定年は満75歳になる年度の最後の日とする。

第20条 (特任委員および運営委員の任期と定年)

特任委員および運営委員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

特任委員および運営委員が任期途中で交代の場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

特任委員および運営委員は定年制の対象外とする。

#### 第4章 会計監査

第21条 (会計監査の選任)

会計監査は常任委員会の決議によって選任する。会計監査は会計を監査する。会計監査は役員を兼ねることはできない。

第22条 (会計監査の任期および再任)

会計監査の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

会計監査が任期途中で交代の場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。会計監査は2名以内とする。

#### 第5章 会議

第23条 (会議)

本連盟の会議は次のとおりとする。

- 1、 常任委員会
- 2、 臨時常任委員会
- 3、 幹事会

第24条 (常任委員会)

常任委員会は連盟の最高議決機関である。

第25条 (常任委員会の審議)

常任委員会は下記の事項を審議し、決定する。

- 1、 役員承認
- 2、 予算、決算承認
- 3、 事業計画承認
- 4、 本連盟の規約の改廃
- 5、 会員の除名
- 6、 その他議決を要する重要事項

第26条 (常任委員会の成立と決議)

常任委員会は特任委員および運営委員を除く役員の総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

決議は議決権のある出席者の過半数を要する。

常任委員会に出席できない場合は委任状を提出して、他の議決権のある委員に評決を委任することができる。

委任したものは常任委員会に出席したものとみなす。

第27条 (常任委員会の構成)

常任委員会は、委員長、副委員長、事務局長、会計担当、常任委員、特任委員で構成される。

第28条 (常任委員会での議決権)

常任委員会において、議決権を有するものは、委員長、副委員長、事務局長、会計担当、常任委員とする。

第29条 (常任委員会の開催と召集)

常任委員会は定例的に開催され、事務局長がこれを召集する。

第30条 (常任委員会の開催通知)

常任委員会の開催通知は開催日の7日前までに全役員に送らなくてはならない。

第31条 (常任委員会の運営)

常任委員会の議長は事務局長がこれにあたる。

第32条 (臨時常任委員会)

臨時常任委員会は委員長が必要と認めるとき、又は常任委員の半数以上が要求したとき開催する。

第33条 (幹事会)

毎月1回定例的に開催する。

第34条 (幹事会の招集)

委員長がこれを召集する。

第35条 (幹事会の構成)

委員長、副委員長、事務局長、会計、その他委員長が指名するもの。

第36条 (幹事会による審議)

常任委員会に諮る事項を審議する。

第6章 会計

第37条 (連盟の資産)

本連盟の資産は次に掲げるもので構成する。

- 1、会費
- 2、大会参加費
- 3、繰越金
- 4、寄付金
- 5、分担金
- 6、その他収入

第38条 (連盟の経理)

連盟の経理は、常任委員会において議決、承認された予算に基づいて行なわれる。

第39条 (連盟の決算)

連盟の決算は、会計監査を経て常任委員会に報告され、承認を得なければならない。

第40条 (会計年度)

本連盟の会計期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 専門部

第41条 (専門部の設置)

本連盟に審判部を設置する。

第8章 個人情報の保護

第42条 (個人情報の保護)

本連盟の会員の個人情報は、個人情報保護法に基づき、保護に万全を期するものとする。

第9章 附則

第43条 本規約の施行について必要な細則、規定は別に定める。

第44条 本規約並びに細則、規定の改廃は、常任委員会の議決を必要とする。

第45条 連盟の事務局を、東京都文京区本郷3-10-15 JFAハウス内におく。

第46条 本規約は、平成12年11月20日より施行する(第1次改正)。

第47条 本規約は、平成18年1月27日より施行する(第2次改正)。

第48条 本規約は、平成28年3月17日より施行する(第3次改正)。